

静労基発 0401 第 1 号の 2
令和 7 年 4 月 1 日

関係行政機関・団体 御中

静岡労働局労働基準部長



令和 7 年度における林業の安全対策の推進について（要請）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

静岡労働局では、第 1 4 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間）を策定し、従前より、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等により林業における安全対策を推進してきたところですが、直近の休業 4 日以上労働災害発生状況では、令和 5 年が 4 4 件（死亡 1 件）に対し、令和 6 年が現在のところ 3 9 件（死亡災害 2 件、立木等による激突され災害）となっており、労働災害の発生率が高く重篤な災害が多い状況であり、また、労働者数 3 0 人未満の事業場での発生率が約 7 4 % であり、小規模事業場における労働災害が依然と多い状況にあります。

第 1 4 次労働災害防止計画（令和 5 年度から令和 9 年度まで）の 3 年目を迎え、小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等、「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」、「作業計画」等の周知徹底を図る一方、関係行政機関、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、当局長任命のチェーンソー取扱作業指導員、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を引き続き進めてゆくところ、令和 7 年 3 月 31 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から林野庁の関係部局、関係事業者団体等及び労働組合あて要請文を發出しております。

つきましては、当該要請文、別紙 1 及び別紙 2 の要請文の別添「令和 7 年度における林業の安全衛生対策の推進に係る留意事項について」の別添 1 「2024 年の林業における死亡災害の事例」、別添 2 「伐木作業等の安全対策の規制が変わります!」、別添 3 「平成 26 年 6 月 1 日に、改正「労働安全衛生規則」が施行され、木材伐出機械等も規制の

対象になりました」、別添4「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインについて」、別添5「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインについて」、別添6「チェーンソー取扱い作業指針について」、別添7「騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について」及び別添8「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の業務)従事者安全衛生教育について」を静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス (https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi) に掲載いたしましたので、これを傘下の会員等に周知されること等により、引き続き、林業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜れますようお願いをよろしくお願い申し上げます。